

7 監査第 236-2 号
令和 7 年 9 月 2 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

愛媛県監査委員	高	田	健	司
同	大	石		豪
同	高	石		淳
同	帽	子	大	輔

令和 6 年度愛媛県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度愛媛県内部統制評価報告書について、次のとおり意見書を提出します。

1 審 査 の 対 象

令和6年度愛媛県内部統制評価報告書

2 審 査 の 方 法

令和6年度愛媛県内部統制評価報告書（以下、評価報告書という。）の審査は、評価報告書について、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備が重大な不備に該当するかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審 査 の 実 施 内 容

評価報告書について、「愛媛県監査委員監査基準」に準拠し、定期監査等において得られた知見を活用するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」を参考として、審査を行った。

4 審 査 結 果 及 び 意 見

評価報告書について、上記により審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は概ね相当と認められる。

なお、制度導入5年目となり、各所属においてリスク評価シートの職員への共有は図られてきたが、同様の不備が繰り返し発生していることや、一部不備の報告を行っていない所属があるなど、当該制度の浸透が不十分な面があると言わざるを得ない。

制度を適切に運用し、今後、一層有効に機能させるため、職員への制度の更なる周知徹底や、発生した不備への適切な対応、適時、的確なモニタリング等に取り組み、不適切な事案の発生防止に努められたい。

5 備 考

審査意見は上記のとおりだが、報告書においては、県の財務に関する事務の不適切な取扱いに関し、運用上の重大な不備を2件把握し、評価対象期間において当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断されているところである。

当該運用上の重大な不備は、入札における機密情報の漏えい及びNHK受信料の未払いに関するものであるが、このような重大な不備は、県政に対する県民の信頼を大きく失墜させるものであり、職員全員が厳しく受け止めなければならない。

県においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や公務員倫理の更なる徹底のほか、不正を行う余地をなくすことを組織全

体の責務と捉え、風通しがよく緊張感のある職場環境づくりを通じて、全ての職員が主体的にリスク回避に取り組むよう、管理職は内部統制の一次責任者であることを自覚し、当該制度の一層の充実強化に努められたい。

なお、県税の納税通知書等の印刷等業務を委託している業者がサイバー攻撃を受け、県が管理する個人情報漏えいした案件は、主に委託事業者の責めに帰すものであり重大な不備とはしていないが、約5万3千人もの個人情報漏えいが確認されており、県行政に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であることから、今後、重大な不備の判断に当たっては、重大性や影響の大きさを広義に捉えるなど、前例踏襲ではない、県民目線の視点が一層求められる。